第445号

主な記事

1面	東北厚生局への要請・懇談報告 岩手県歯科医師会会長・箱崎守男先生との懇談
2面	県南の子どもたちの健康調査を 成人の風しんワクチン
3面	東北厚生局との懇談内容
4面	認知症に関する診療研究会開催 iPhone使い方講座開催 味処、理事会だより、3面記事の続き

岩手県保険医新聞

発行所
岩手県保険医協会
〒020-0034
盛岡市盛岡駅前通15－19
TEL 019-651-7341(代)
FAX 019-651-7374
発行人　箱石勝見
http://www.i-hoken-i.org
購読料　年2,400円(〒別)
会員の購読料は会費に含まれています。

各地での実施・適正な情報開示を強く要請
東北厚生局への要請・懇談

東北ブロックは8月28日、仙台市の東北厚生局会議室にて、東北厚生局に対して指導行政の改善を求める要請・懇談を行いました。要請・懇談は今回で4回目になります。

東北厚生局野呂課長（右）へ要請書を手渡す東北ブロックの役員。左から3人目が南部副会長

当協会は南部淑文副会長、事務局が参加し、東北ブロック全体では19名参加しました。東北厚生局は、野呂金雄医療課長、長澤徹医療課長補佐、前田篤指導第二係長、川上博之医療指導監視監査官が出席しました。

要請・懇談は、事前に要請していた項目に対して東北厚生局が回答し、回答内容について意見交流する形で行われました。

集団的個別指導や個別指導は県内一か所ではなく、各地で行って欲しいという要望に対して野呂課長は「県によって事情は異なるが、複数会場にて実施している」と従来の回答を繰り返しました。これに対し、「昨年の懇談では複数会場にするよう県事務所の所長に伝える、との回答だったが伝えて頂けたのか」と尋ねたところ、野呂課長は「前任の課長から聞いていない。議事録も読んでいない」と回答。協会側は、県の所長にしっかり伝えるよう再度要望しました。

また、指導の結果を決める検討会の記録の開示について野呂課長は「議事録はないが、記録はある」と回答。さらに「記録は開示請求があれば開示できる」と答えました。

閉会あいさつで森保団連理事（青森協会）は「東北厚生局内で改善できることは改善して頂き、全体的な内容については本省に意見を上げて欲しい」と要請しました。（懇談内容は3面に掲載）

岩手県歯科医師会会長 箱崎守男先生との懇談
―目指す目的に大きな違いは無い！―

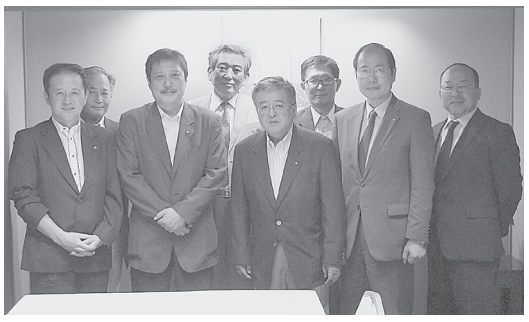

9月13日、ホテル東日本盛岡にて岩手県歯科医師会会長箱崎守男先生との懇談を開催しました。岩手県歯科医師会からは箱崎守男会長と佐藤保専務理事、大黒英貴理事（日本歯科医師会理事）が出席され、当会からは小山田榮二、池田健、南部淑文各副会長、伊藤進、黒田康之常任理事、事務局が出席しました。

冒頭のあいさつで箱崎先生は「毎年申し上げておりますが、歯科医師会と保険医協会は手法は違っても目指す目的に大きな違いはないと思っております。お互いに持っている情報に異なる部分もあり、懇談を通じて意思の疎通をはかって行きたいと思っております」と述べました。

一方、小山田副会長は「ご多用中にもかかわらず毎年懇談に応じていただきありがとうございます。社会保障制度改革は待った無しで、さらにTPP、消費税増税まで絡み大変な状況になっております。諸課題に対し歯科医師会、保険医協会それぞれが国民のために何ができるのかご意見を頂戴し、お互いの手法は違ってもご協力をいただきながら活動を進めてまいりたいと思いますので宜しくお願いします」と述べました。

懇談では、はじめに小山田副会長より、①岩手県単独医療費助成制度について、②保険で良い歯科医療の実現を求める請願について、③歯科医師需給問題について、④被災された方の医療費負担にかかるアンケート集計結果の活動報告と資料紹介を行い活動へのご理解とご協力を求めました。

一方、佐藤先生からは、①在宅を含めた医療と介護の連携について、②地域医療連携について、③がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病、精神疾患、在宅医療に対応する歯科診療所調査などについて、資料をもとに現在どういった方向性になっているかご説明いただきました。

次に箱崎先生からは、①社会保障と税の一体改革について、②社会保障制度改革国民会議について、③社会保障給付費の見通し、④社会保障給付費の推移などについてご説明いただき、特に「社会保障制度改革国民会議報告書」について、歯科に関わる大きな点は「70歳以上の自己負担1割→2割への引き上げ」、「国保組合への補助金の減額あるいはカット」であると指摘し、是非読み込んでいただきたいと強調されておりました。

最後に大黒先生が両先生のご説明について全体的な補足を行いました。

その後は、資料についての質疑や歯科を取り巻く諸課題についての意見交流がなされ、被災した技工所の復旧問題、歯科技工の7：3問題、金パラの代替材料、成人の歯科検診、歯科医師需給問題などが話題にのぼりました。

最後に池田副会長は、今後も情報交換や意見交流のため懇談の機会を設けていただくことをお願いして閉会しました。

大好評
加入受け付け中！

中長期の貯蓄と老後の資金に
保険医年金

申込取扱期間　9月1日～10月25日
加入日　2014年1月1日
月払い　1口　1万円
一時払い　1口50万円

2012年度実績
1.390%
予定利率　1.259%
昨年度配当　0.131%

※詳細は同封の折り込みチラシをご覧ください

鍼（はり）のひびき

私の友人が2度目の結婚をしました。20年以上も独身生活を貫いてからの再婚です。

彼の独身生活時代は、私にとって大変都合の良い友人でした。家族、仕事のストレスや落ち込んだり、悩んだりしたとき、彼の家に遊びに行ったり、一緒に旅行に行ったり、私の望むときに合わせて、付き合ってくれました。事あるごとに、再婚を勧めたのですがその話になると、曖昧な返事しか返ってきませんでした。その彼が3年ほど前に一緒に旅行に行ったとき、「そろそろ俺も再婚するかな。」、「相手は？」、「まだいない。」との事。またいつもの冗談かと思って聞き流していたら、このあいだ電話で「俺、再婚したよ。」との事。話を聞くと前の奥さんが引き取った子供2人が成人して、やっと肩の荷が下りた、今まで黙っていたけどやはり子供のことが気がかりで再婚できなかった、との事。

私から見れば、陽気でズボラな男にしか見えなかった（いや、その様に人に見せていたのかもしれない）彼であったが、漏れ聞くところによると、養育費も滞ることなく送金し2人の子供が大学に入学するときには入学金の援助も行ったとの事。

最近「あたりまえ」が「ありがたまえ」でなくなってきた世の中で、子供たちに対する「責任」と「愛情」を、男としての「ケジメ」を無言で貫き通してきたんだと、改めて思いました。心から「再婚おめでとう」と言わずにはいられませんでした。

これからの人生、彼らの幸せを願うばかりです。時々は、また私とも遊んでほしいと思うこのごろです。

■　税務調査、個別指導、保健所の立入検査の連絡があった際は、お早めに協会にご相談ください。（TEL019-651-7341）

県へ要請

県南の子どもたちの健康調査を

9月3日、岩手ホスピスの会や三陸の海を放射能から守る岩手の会などの代表13名が岩手県庁を訪れ、県の野原勝医療政策室長に一関市、奥州市、平泉町の子どもたちの健康調査実施を求める要請書を渡しました（76団体が賛同・当協会も賛同）。

野原勝県医療政策室長（右）に要望

これは本年8月、福島での県民健康管理調査の結果、甲状腺がんと診断が確定した子どもが前回調査から6人増え、18人になったこと、「がんの疑い」が25人だったことが明らかとなり、放射線量の高い岩手県南の子どもたちへの影響を心配していることから健康調査を求めたものです。

東京電力福島第1原発事故による被ばく問題を調査していた国連人権理事会の特別報告者のアナンド・グローバー氏は5月、福島県が実施する県民健康管理調査は不十分として、内部被ばく検査を拡大するよう勧告し、子どもの健康調査は甲状腺検査に限らず実施し、血液・尿検査を含むすべての健康影響に関する調査に拡大すること、被ばく線量が年間1ミリシーベルトを上回る地域は福島以外でも政府が主体となって健康調査をするよう求めていました。年間1ミリシーベルトは県南地区が当てはまるため、参加者は甲状腺がんの可能性が否定できない限りは予防医学の観点から健康調査をしてほしい、後手にならないよう今のうちに手を打つのが行政の務めではないかと話しました。

野原氏は子どもたちのためにやりたい思いは同じで、23、24年度と継続して尿検査を行った。今年度もご協力が得られたら継続したい、前向きに検討したいと話しましたが、甲状腺検査については、事故との因果関係がまだわからない状況であるため、福島や国の動向を踏まえて検討したいと回答しました。

要望事項

1．今後も岩手県内（特に線量の比較的高い県南部を重点的に）の子供たちの尿中放射性物質サンプリング調査を詳細に継続して行い、そのデータを公表していただくこと。

2．県内でも比較的高濃度の空間線量が計測され、国の放射能汚染状況重点調査区域となっている、県南三市町（一関市、奥州市、平泉町）の子供たちについて重点的に甲状腺検査のフォローアップと２次検査を、親や子が希望するすべてのケースで実施していただくこと。また、子どもの健康調査は甲状腺検査に限らず、血液、尿検査を含むすべての健康影響に関する調査に拡大していただくこと。

3．がんの予防という観点からも、この問題を大人のがん検診推進と同等に、今後の岩手県がん対策推進計画の一環として位置付け、対がん協会、医療者、患者団体、など岩手県民一体となって子どもたち、ひいては私たちの子孫を守るという立場に立って取り組みを強化していくこと。

成人の風しん予防接種費用補助詳細

（2013年９月現在・岩手県保険医協会調査）

【風しんワクチン・MR（風しん）ワクチン】

	市町村名	対　象　者	助成額	自己負担	助成開始または開始予定年月
1	盛岡市	平成2年4月1日以前出生で ①妊娠を予定している女性 ②妊婦の夫	接種費用の半額（上限5,000円）	医療機関による	2013年7月16日（2013年４月以降に受けた方も対象）
2	宮古市	・妊娠を予定または希望する女性 ・妊婦の夫	全額	無料	2013年8月1日～（2013年４月以降に受けた方も対象）
3	大船渡市	①妊娠を予定または希望する女性（妊婦、妊娠している可能性がある者を除く） ②妊婦の夫	単抗原3,000円 MR　5,000円	医療機関による	2013年8月1日（7月末までは償還払い）～2014年3月31日
4	花巻市	①昭和39年4月2日～平成2年4月1日生まれ ②平成2年4月2日～平成7年4月1日生まれでMR4期未接種者	単抗原3,000円 MR　5,000円	単抗原2,700円 MR　3,600円	2013年7月1日～2014年3月31日
5	北上市	①妊娠を希望又は予定する女性 ②妊婦の夫	3,000円	単抗原3,132円 MR　6,524円	2013年7月8日
6	久慈市	昭和39年4月2日～平成6年4月1日生まれ	上限　6,000円	医療機関による	2013年7月1日
7	遠野市	19歳以上49歳	5,000円	医療機関による	2013年7月1日
8	一関市	①20～23歳で高3時にMR風疹を接種していない者 ②24～49歳　特に妊娠を希望している者、妊婦の夫、妊婦の同居の家族	単抗原3,000円 MR　4,700円	医療機関による	2013年7月
9	陸前高田市	①妊娠を予定又は希望する者 ②妊婦の夫	3,000円～5,000円	2,000円～4,000円	2013年8月1日
10	釜石市	①妊娠を予定又は希望する者 ②妊婦の夫	単抗原3,000円 MR　5,000円	医療機関による	2013年10月～（2013年4月以降に受けた方も対象）
11	二戸市	昭和39年4月2日～平成7年4月1日生まれ	単抗原3,000円 MR　5,000円	医療機関による	2013年7月1日
12	八幡平市	昭和39年4月2日～平成2年4月1日生まれで風疹に罹患したことのない者	単抗原3,000円 MR　5,000円	医療機関による	2013年4月1日～2014年2月28日
13	奥州市	①MR4期予防接種が未接種の19～23歳になる者 ②24～49歳になる者	3,000円	医療機関による	2013年6月7日（2013年４月１日～６月６日に接種済の者については償還払いをする）
14	雫石町	20～49歳の方で、一度も接種しておらず、既往歴の無い方	3,000円 5,000円	医療機関による	2013年7月1日
15	葛巻町	①高校3年生	4,000円	医療機関による	2013年4月1日
		②昭和39年4月2日～平成2年4月1日生まれの男女 ③その他医師が必要と判断した者	5,000円		2013年7月1日
16	岩手町	岩手町に住民登録している昭和39年4月2日～平成2年4月1日生まれ	単抗原3,000円 MR　5,000円	医療機関による	2013年7月1日
17	滝沢村	女性①昭和39年4月2日～平成2年4月1日生まれ②風疹罹患歴、予防接種歴なし 男性①妊婦の夫②風疹罹患歴、予防接種歴なし	3,000円	MR接種の場合約7,000円	2013年6月24日～2014年3月31日
18	紫波町	昭和39年4月2日～平成2年4月1日生まれ	単抗原3,000円 MR　5,000円	医療機関による	2013年7月1日
19	矢巾町	①矢巾町に住民登録している昭和39年4月2日～平成2年4月1日生まれの方 ②今までに風疹罹患のない方、風疹予防接種を受けたことが無い方 ③現在、妊娠している可能性及び妊娠していない方	単抗原3,000円 MR　5,000円	医療機関による	2013年5月13日～2014年3月31日
20	西和賀町	7歳以上49歳まで	3,000円～6,000円	医療機関による	2013年7月11日（2013年４月以降に受けた方も対象）
21	金ケ崎町	町内に住所を有し、町内指定医療機関で接種した20歳～49歳	3,000円	医療機関による	2013年5月1日
22	平泉町	①平成25年度20～23歳でMR又は風疹4期未接種者 ②平成25年度24～49歳になる者	単抗原3,000円 MR　4,700円	医療機関による	2013年7月1日～2014年3月31日
23	住田町	町内に住所を有する者で妊娠予定又は妊娠を希望する女性、妊婦の夫	単抗原3,000円 MR　5,000円	医療機関による	2013年8月1日～2014年3月31日
24	大槌町	・妊娠を予定または希望する女性 ・妊婦の夫	単抗原3,000円 MR　5,000円	医療機関による	2013年9月1日～（2013年４月以降に受けた方も対象）
25	山田町	妊婦の夫、妊娠を希望する20歳以上50歳未満の女性	5,000円	医療機関による	2013年7月15日
26	岩泉町	20～49歳の男女	3,000円	医療機関による	2013年7月1日
27	田野畑村	村内に住所を有する満20～49歳の者	全額（8,970円）	無料	2013年7月
28	普代村	20～49歳	全額	無料	2013年７月開始予定だが、ワクチン不足のため時期未定
29	軽米町	20～49歳の男女（MRワクチンで実施予定）	3,000円	5,740円	７月１日開始予定だったが、ワクチンの供給の都合により、当面見合わせ
30	野田村	20～49歳の者	全額	無料	2013年7月16日
31	九戸村	昭和39年から平成2年生まれの方で妊娠を希望する女性、妊婦の夫	単抗原3,000円 MR　5,000円	医療機関による	2013年8月1日～（2013年４月以降に受けた方も対象）
32	洋野町	町内に住所を有する20～49歳までの男女	接種費用の半額	医療機関による	2013年8月1日
33	一戸町	①妊娠を予定又は希望する者 ②妊婦の夫	単抗原3,000円 MR　5,000円	医療機関による	2013年8月2日（2013年４月以降受けた方も対象）

成人の風しんワクチン9月から市町村が助成を開始

昨年、首都圏や近畿地方で風しんが流行し、今年も同様の傾向にあることから、岩手県は①妊娠を予定または希望する者、②妊婦の夫に、１人１５００円を上限として、助成を行っている自治体に対し、市町村の助成額の２分の１の補助を行うこととしました。

当協会が7月に県内市町村に行った予防接種に関するアンケートでは、30市町村が助成を開始（予定）としていましたが、9月には全市町村が助成を行うことがわかりました（釜石市は10月より開始。普代村、軽米町はワクチン不足のため時期未定。）

助成金額については、単抗原３０００円、ＭＲ５０００円が多数を占めます。そのような中、宮古市、田野畑村、普代村、野田村では全額助成となっており、接種者は無料でワクチンを受けることが可能です。

盛岡市、宮古市、大船渡市、釜石市、奥州市、西和賀町、大槌町、九戸村、一戸町では、助成開始年月日からさかのぼって２０１３年４月以降に受けた方も対象としています。

■　税務調査、個別指導、保健所の立入検査の連絡があった際は、お早めに協会にご相談ください。（TEL019-651-7341）

（1面記事の続き）

東北厚生局への要請事項及び懇談内容は次の通りです。紙幅の関係上、要約して掲載致します。

数字：要請事項
厚：東北厚生局の回答
協：協会側の発言

1．指導日について、患者の受診機会が阻害されないよう、開催日や開催時間等について配慮すること。また、診療に支障を来す場合は、保険医の希望する日時への変更に応じること。複数回開催するなど配慮すること。

厚：会場の確保や立会の学識経験者などの予定を考慮する事もあり、保険医の希望する日時にすることはなかなかできない。ただし、保険医が入院中、海外渡航中等の正当な理由がある場合は変更することも認めている。各県において事情も異なるが、会場までの距離や時間等に配慮して複数の地区で実施しているところもある。

協：当県は広大だが、医科の指導は盛岡一カ所のみである。地域にそこしかない診療所もあり患者の利益も考えると大きな問題だ。前回の懇談では、この事情を岩手の所長に伝えておくとのことだったが、その後の進展も含めて伺う。

厚：岩手事務所の所長に議事録を再度確認し、回答させて頂きたい。

協：複数地域開催をお考えいただくということでよろしいか？

厚：事情を確認して回答する。

2．選定理由から高点数を除外すること。

厚：指導大綱において基準が設定されており、直ちに除外することはできない。

協：医療機関が少ない地域もある。そこだけに集中する事態にもなるし、診療内容も異なっている。指導の趣旨である「保険診療のルールの徹底」から考えれば、高点数を理由とすることは不公平ではないか。

厚：意見は承知している。高点数が最良だと言うことはないが、現時点で高点数の理由がベターということで、ずっと実施されている。指導大綱に基づいて行っているので、こちらの権限で除外することはできない。

協：高点数での選定は委縮診療につながるから、高点数であっても何か特別な理由があるとか考慮して欲しい。現状では同じ人が4年に1度あたるようになっている。

厚：指導大綱の改正が必要になる。本省に話を伝えることはできる。

協：伝えて欲しい。

3．実施通知に選定理由を明記すること。

厚：選定に係る情報は、個々の保険医療機関等に関わるものであり、公にすべきものとは考えていない。さらに、行政機関の保有する情報については、公にすることにより、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある。

協：選定理由を示すことは公にすることとは違う。何の理由で指導を受けるのかが分からないと、厚生局が医療機関を一方的におとしめることも可能になる。該当した医療機関には選定理由を通知することを求める。

厚：理由を示すことは考えていない。

協：指定更新時の指導が今年度から行われるようになったが、更新時の指導かどうかは分かるのか。

厚：分かるようになっている。

4．持参する診療録に係る患者リストは、準備の都合上、簡易書留等により、指導日の4日前には全て通知すること。また、リストを受取ったことを確認すること。

厚：厚生労働省の通知において、指導対象者30名のうち15名については4日前、残りの15名については前日に通知するとされている。通知方法はFAXで行う。送信着信の有無については、電話等で確認を行っている。通知予定日が休日または休診日の場合はその前日に通知している。

協：FAXは、もらった・もらわない、誤送信など不安だ。簡易書留など、慎重かつ確実に受け取りたい。これは厚労省の内部でFAXと決まっているのか？

厚：そうだ。基本はFAXである。

協：ぜひFAX以外の方法を厚労省に伝えて欲しい。またFAXであっても公文書になるのか。

厚：公文書にあたる。

協：公文書であれば厳密に受け止めるので慎重な取り扱いをお願いいたしたい。東北ブロックとしては4日前に30件全てというのが要望。30件用意しても、全て見られないというのが実態。実態に即して欲しい。前日のものはできれば時間的に早いうちに送って欲しい。

5．「初診時からのすべての記録」とされている当日の持参物は、直近1年から3年程度とすること。

厚：必要最小限のものになるよう努めている。しかし長期療養している患者や入院患者等について、持参物が相当量になることは承知しているが、指導の目的を達成するためであり理解と協力をお願いする。

協：必要最小限とのことだが10年分となることもある。診療の流れをみるのであれば、3年分あれば十分だと思うので改善頂きたい。

厚：初診時からと決まっている。

協：本省へ上げて欲しい。

6．カルテのコピーは行わないこと。

厚：診療内容等についてさらに確認が必要と判断した場合は、医療機関の同意を得て、診療録、その他関係書類のコピーを取っている。

協：カルテのコピーについて。「応じる・応じない」でその後の再指導あるいは監査になるのかどうかの判断基準が曖昧な中で、結果もそちらの裁量。カルテの中身は個人情報であり医師法も絡んでくる重要な問題であるのでコピーは止めて欲しい。コピーを断った場合、直ちに不利益の取り扱いになることはないという認識でよいか？

厚：よい。

7．「中断」の取り扱いは行わないこと。なお、やむを得ず「中断」する場合には、その理由・再開時期をその場で明確に伝えること。

厚：出来るだけその場において指導を終了できるように努めているが、依頼した資料を持参せず、指導の目的が達成し得ないと判断した場合、または、指導中に診療内容等について疑義が発生し、指導時間内に保険医療機関等から十分な説明が得られなかった場合には、指導を中断することがある。また再開の時期については、その場で明確に伝えられる時には伝えている。

協：中断はしないで欲しい。中断をせざるを得ない場合は理由をその場で伝えて欲しい。再開時期についても出来る限りその場で伝えて欲しい。

8．指導後の結果通知については、指導実施後1カ月以内に送付すること。

厚：結果通知は出来るだけ早く送付できるよう努めているが、全国的に判断が求められるものがあり遅れる場合もある。そのときは個別に連絡したい。

協：協会に問い合わせが多かったので、結果通知が遅れた医療機関が少数だったとは考えにくい。待たされる方は非常にストレスを抱えている。ストレスを抱えた先生に診てもらう患者さんのデメリットにもなる。遅れる場合はその理由を電話などで連絡してストレス軽減を図って欲しい。

厚：各事務所に遅れないようには指示しているが、特殊な事情もあるので、100％一カ月以内にというわけにはいかないのが実情。

協：通知を待っている間に、各事務所に問い合わせることは可能か？

厚：問題ない。

協：一カ月以上経つ場合は連絡してもらえるか。

厚：約束できない。

協：指導側が判断に迷うため、時間がかかり結果が遅れるとのことだが、判断に迷うようなことはあるのか。

厚：稀だが中身によっては持ち帰って判断するものもある。

協：指導する側で迷うことは、グレーゾーンと言う事であると思うが、医療側からすればそれまでのものは可としてもらわなければ今後の判断に迷ってしまう。

9．指導結果の評価・決定に係る打合せの議事録を作成し、公開すること。

厚：指導結果の評価・決定については内部の検討委員会ということから、議事録は作成していないし、作成することも考えていない。

協：決定する過程の議事録が無いというのは違和感がある。

厚：議事録はない。

協：決定の通知を作成しますよね。そう決定しましたとの文書はあるのか。

厚：ある。

協：内部の検討委員会の構成員や決定の理由が分かれば、こちらも改善する余地が出てくるので開示して欲しい。決定にかかる基準もあると思うので、基準に関しても開示して欲しい。

厚：開示できるものについては開示する。

協：議事録を作らないというのは、厚労省の指導があって全国的に作成していないのか？それとも東北厚生局の独自の判断で作成していないのか？

（4面に続く）

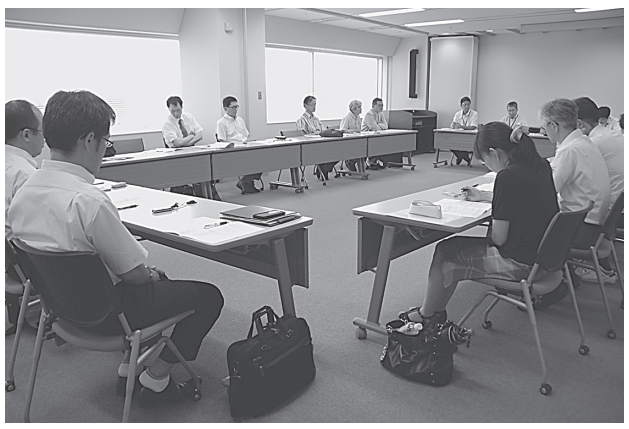

懇談のようす（東北厚生局会議室）

■　東北銀行、北日本銀行と協定融資制度がございます。詳しくはお問い合わせ下さい。FAX 019-651-7374 またはメール iwayou@doc-net.or.jp までお願いします。

日々の業務に大変役立つ 認知症に関する診療研究会開催

9月25日、岩手県民会館の会議室で診療研究会「認知症の基礎と臨床―認知症を理解するための基礎知識―」と題して盛岡ながの脳神経・歯科クリニック院長の長野隆行先生にお話しいただきました。

講師の長野隆行先生

長野先生は認知症が今後、爆発的に増えること、認知症症状や内訳、診断、中核症状への治療、治療薬、周辺症状への治療、予防と生活習慣病との関連、これからの認知症医療・ケアについてわかりやすく、たくさんの症例を基にお話ししました。

アンケートより

・認知症には、治る事のできる場合がある事にビックリしました。また、ものすごいスピードで増えているがとても怖いなぁと思いました

・認知症の基礎的なことが色々と学べて良かった。これから患者さんと接する際に、参考になると思いました。生活習慣や生活習慣病が認知症と関わりがあり、それらに気を付けることで予防もできることを初めて知りました

・祖母が認知症で、初期症状から進行していく経過を経験し、先生の話を聞き、祖母との接し方について考えるきっかけになったと思います。家族としてはどの様に対応していくべきなのか悩むこともまだまだありますが、緩和させるための薬も多くなっていると知り、お話を聞けてとても良かったと思います

・ぼんやりとした認知症に対する知識しかなく、日々の業務に大変役立つ講義でした。実践したいと思います

会場のようす

〝覚えるより慣れる〟のがコツ

iPhone使い方講座開催

9月1日、盛岡のアイーナでiPhone（アイフォン）使い方講座を開催し、iPhoneを持っている方だけでなく、iPhone以外のスマホや普通の携帯電話をお持ちの17名が参加しました。講師はLac（Life Assistance Company）の小野詩人氏と千葉英男氏が務め、わかりやすくユーモアたっぷりにテキストを使いながら便利な機能などを紹介しました。

わかりやすく立って説明する小野氏

はじめに、iPhone5と今までの機種との違いと基本操作の確認を説明しました。またホームボタンとアプリの関係やiPhoneはパソコンと同一であることから、1日に1回は電源を切った方が良い（ソフトが快適に動く）こと、音声アシストのSiri（シリ）の便利な使い方、文字入力の仕方などちょっとしたコツを教えていただきました。

電話が鳴った時はスリープボタンを1回押すと音が消えること、2回押すと留守電に切り替わることなども紹介しました。

そしてiCloud（アイクラウド）を利用してiPhoneのデータをパソコンやiPadで使うことやiTunes（アイ・チューンズ）で音楽や映画を楽しみ、iPhoneのデータをバックアップすることが大事で使い方の幅も広がると話し、覚えるより使って慣れるのがコツと結びました。終わった後は個別に多くの方が講師に質問をしていました。参加者からは「iPhoneを購入したい」「細かな部分で多くの気付きがありました」と感想が寄せられました。

理事会だより 8月

【日　時】
2013年8月20日(火)
19：30～21：10

【場　所】
盛岡フコク生命ビル会議室

【出席者】役員、事務局併せて16名

1、2013年7月期報告並びに8～9月期活動計画について承認された

2、2013年秋の組織拡大ならびに共済普及月刊について承認された

味処 206

北川食堂

田野畑村

田野畑村役場から国道45号線を南下し、ほどなく左手に「北川食堂」があります。同じ敷地内にはラーメン屋、道路を挟んで向かい側には交番があります。

店の売りは海鮮ものです。そこで「日替わり海鮮丼」（980円）を注文。9種類もの季節の魚介類が丼の中にぎっしり敷き詰められています。9種の魚介類は日替わりで、その日の内容と産地が店内の白板に一つ一つ書かれています。例えば、「ワラサ　野田産」「イクラ　宮古産」など…。9種のネタの中でとりわけおいしかったのが、味噌で和えた白身魚の「なめろう」。新鮮で、味噌と魚肉の味がよく合っていました。

日替わり海鮮丼
北川食堂HPより

もう少しボリュームが欲しい場合は、ウニがプラスされた「磯辺丼」があります。

季節限定のウニ丼、ウニ重の他にも豚肉を使った定食などもあります。

地元の海の物を食べたい方にはお勧めの店です。

下閉伊郡田野畑村
和野260－13
TEL 0194（34）2251
定休日　月曜
営業時間
昼の部　11：00～15：00
夜の部　17：00～22：00

（3面の続き）

厚：内部で検討して作成していないので、東北として作成していないということ。

協：違和感がある。重要な判定をするわけだから、指導を受けた方は同じ指導内容なのに結果が違う理由は何でだろうと思う。重要な決定をする会議であれば、何月何日に誰々が参加しこういう結果に判断されましたというものがあってもよい。ましてや東北厚生局の判断で作成していないということ自体がいかがなものかと思うが。

厚：議事録はないが記録はあるので、求めがあれば出すことができる。

協：基準についても是非開示して欲しい。

10．自主返還について、被指導者の納得が得られないものは、返還の強要はしないこと。

厚：適正を欠くものについては、自主的に保険者等に返還するよう求めている。

協：結果通知に「指導の際に指摘された以下の事例を自主的に保険者に返還されたい」とあるが、この一行には自主的との文言は入っているものの「されたい」とのことから、強制的に返還しなければならないのではと脅迫的に捉える場合もある。例えば「自主的に返還して下さい」というように改善して欲しい。この点は、厚生局の裁量で改善できるものなのか？

厚：確認してみないと分からない。

協：ぜひ改善して欲しい。

11．東北厚生局が保有する文書その他の情報については、原則開示すること。特に、被指導者本人から請求があるときは全て開示すること。

厚：法律に基づいて、開示・不開示を判断しており、全て開示できるわけはない。

協：本人からはもちろん第三者からの開示請求があった場合でも個人情報保護法に基づいて開示して欲しい。

厚：東北厚生局独自の判断ではなく、全国一律の開示・不開示の判断だ。

協：個別にこれは開示して良い、悪いの判断は文書としてあるのか。

厚：ある。

協：本人が開示請求しても開示できない理由は。

厚：選定理由とかであれば、いくら本人であっても開示できない。

協：毎年黒塗りの部分が増えているが、本省から指示があって変わっているのか？

厚：毎年更新されるわけではないが、必要に応じて黒塗りにしている。